



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 デジタルアーツ株式会社  
代 表 者 氏 名 代表取締役社長 道具 登志夫  
(コード番号: 2326 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 管理部長 眞田久雄  
( TEL 03-5220-1160 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 24 日開催予定の第 18 期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 6 条の 3 を新設するものであります。  
なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 6 条の 2（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 450,360 株から 45,036,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。
- (3) 経営体制を一層強化できるよう、取締役の員数の上限を 1 名増員することとし、現行定款第 17 条（取締役の員数）に所定の変更を行うものであります。
- (4) 経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、現行定款第 19 条（取締役の任期）につきまして取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (条文省略) (新 設)</p> <p><u>17.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (現行どおり)</p> <p><u>17. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業</u></p> <p><u>18.</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(單元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第6条の3 当社の株主は、その有する單元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

以 上